

八尾市環境総合計画の改定方針（案）

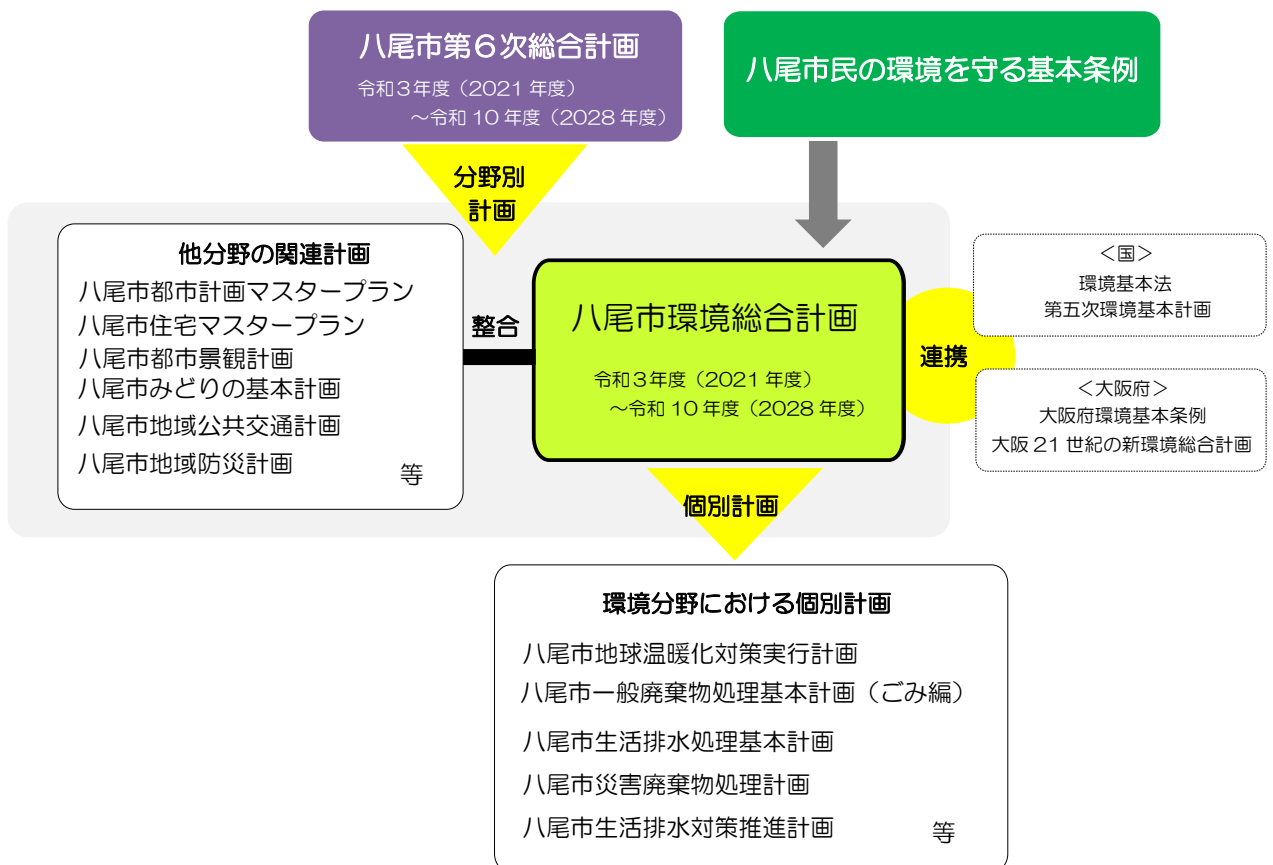
1. 計画の位置付け

(1) 「八尾市民の環境を守る基本条例」における位置付け

条例第7条第1項には「市長は、豊かな環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、環境総合計画を策定しなければならない。」と規定されており、「八尾市環境総合計画（以下「本計画」という）」は当該規定に基づく計画となります。

(2) 「八尾市第6次総合計画」における位置付け

本計画は、「八尾市第6次総合計画」の環境面における部門計画であり、「環境基本法」や「循環型社会形成推進基本法」、「生物多様性基本法」等の関連法との整合性を保ちつつ、今後の本市の環境行政に関して、良好な環境を保全・創出することをめざして、地球環境・生活環境・自然環境・環境活動等の分野における基本的な方向性を定めております。



2. 計画改定の趣旨

本計画は、平成10年7月に策定した後、令和3年3月に改定を行いました。現計画では、6つの基本方針を掲げ、それぞれの取組により、環境・経済・社会の統合的向上を図り、望ましい環境像の達成をめざしているところです。

計画期間は、令和3年度（2021年度）から令和10年度（2028年度）までの8年間であり、令和6年度に、前期4年の計画期間が到来することから、後期4年間に向けて、令和5年3月に策定した「第3次八尾市地球温暖化対策実行計画」等の部門別計画との整合を図りながら、本市環境施策の現状や課題を踏まえて見直しを行います。

＜主な見直しのポイント＞

- ・ 第3次八尾市地球温暖化対策実行計画などの各分野別計画との整合
- ・ 改正気候変動適応法や生物多様性戦略などの国や大阪府の動向を踏まえた見直し
- ・ 八尾市で取り組んでいる各種環境施策の進捗を踏まえた見直し

参考資料4-1：八尾市での地域循環共生圏にかかる取り組みについて

参考資料4-2：生物多様性に関する国と大阪府の動向について

参考資料4-3：気候変動適応法改正に伴う熱中症対策について

のとおり

3. 計画改定における基本的な考え方

- (1) 改定の方向性や内容について、八尾市環境審議会にて審議します。
- (2) 現計画の構成を継承しつつ、現状や課題を踏まえた改定を行います。
- (3) 市民・事業者・行政が協働して取組める実効性の確保が図られた改定を行います。
- (4) 庁内関係課との調整を図り、各計画の改定を行います。

4. 改定スケジュール

資料5：八尾市環境総合計画の改定スケジュール（案）のとおり